

第2 ANTERAS Threat Hunting 利用における特則

第1条 ANTERAS Threat Hunting の内容

1. ANTERAS Threat Hunting の内容は以下とします。
 - (1) 調査ツールを用いた、利用者の端末・サーバ等に潜む脅威（マルウェア等）の検出および調査。
なお、調査範囲、対応 OS、調査頻度等の詳細は当社が提示する仕様書、提案書、見積書等で定めるものとします。
 - (2) 前号の調査の結果で検出された脅威に関する報告
 - (3) サポートの提供
2. ANTERAS Threat Hunting の調査結果は、利用者に限り提供（サポートを介した提供を含みま
す）され、利用者と合意がない限り、第三者に提供はできず、またいたしません。

第2条 サービス対象外事項

以下のいずれかに該当する場合は ANTERAS Threat Hunting に関するサポートの対象外とします。

- (1) 誤使用、不適切な動作環境、他社製品に起因する障害
- (2) 直接的または間接的に火災、地震、水害等不可抗力およびこれらに準ずる事由を原因とする故障、または損傷に起因して生じた障害
- (3) システム論理設計・提案、導入作業、運用コンサルティング
- (4) 弊社がサポートを終了している対象ソフトウェア（ANTERAS Threat Hunting を提供するにあたり使用される調査ツールおよび侵害調査クラウド。本別紙において同じ。）のバージョンの仕様に起因する障害
- (5) 特定の端末や特定の型式の端末でのみ発生する障害
- (6) 対象ソフトウェアによる解析結果やマルウェア判定の判断およびその支援
- (7) マルウェア発見時における、調査ツールによる調査可能範囲を超えるインシデントレスポンス

第3条 利用者責任に関する特則

利用者は対象ソフトウェアのライセンスに本規約条項が適用されること、および ANTERAS Threat Hunting の契約期間内において ANTERAS Threat Hunting が提供されることに同意するものとします。

第4条 当社の保証および責任の制限に関する特則

利用者は、以下の事項を了承するものとします。

- (1) ANTERAS Threat Hunting に関するサポートは、対象ソフトウェアについての操作方法あるいは不具合などが完全に解決されることを保証するものではありません
- (2) 利用者の環境、設定、端末の状態、対象ソフトウェアその他の要因により、対応 OS であってもスキャンを実施できない場合があり、当社はスキャンの実施可能性、完全性または正常な完了を保証しないものとします。
- (3) パフォーマンスの保証およびスキャンによるデータ収集の完全性の保証はございません。